

第9期 葛飾区

高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

概要版

令和6(2024)年3月

葛 飾 区

1 計画策定の背景と趣旨

我が国では、少子高齢化が急速に進展し、人口減少の局面を迎え、葛飾区（以下「区」という。）においても、総人口は令和8(2026)年に約473,930人とピークを迎え、その後減少すると見込まれています。団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年には高齢化率は28.0%、後期高齢化率は14.1%となる見通しです。

令和5(2023)年には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」や「孤独・孤立対策推進法」が成立するなど、高齢者施策を取り巻く環境が更に大きく動き出しています。

こうした状況を踏まえ、介護サービスの基盤整備を進めるとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場でのICTの推進等、引き続き高齢者施策を総合的に推進していくため、第8期の計画の内容を継承しながら、令和22(2040)年を見据え、第9期葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定します。

2 計画の位置付け

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に定める「市町村老人福祉計画」に位置付けられ、介護保険事業計画は、介護保険法第117条に定める「市町村介護保険事業計画」に位置付けられます。高齢者保健福祉計画には、介護保険事業計画が内包され、両計画を一体的な計画として策定しています。

本計画は、国や東京都等の関連計画、区の他計画との整合を図っています。また、本計画の上位計画である「葛飾区基本計画」では、SDGsの理念を取り入れており、本計画もこの方針に基づき、SDGsの目標を踏まえて、関連する取組を着実に実施していきます。

3 計画の期間

計画期間は、令和6(2024)年度～令和8(2026)年度の3か年です。

計画の最終年度の令和8(2026)年度に見直しを行い、令和9(2027)年度を計画の始期とする第10期計画を策定する予定です。

計画の期間

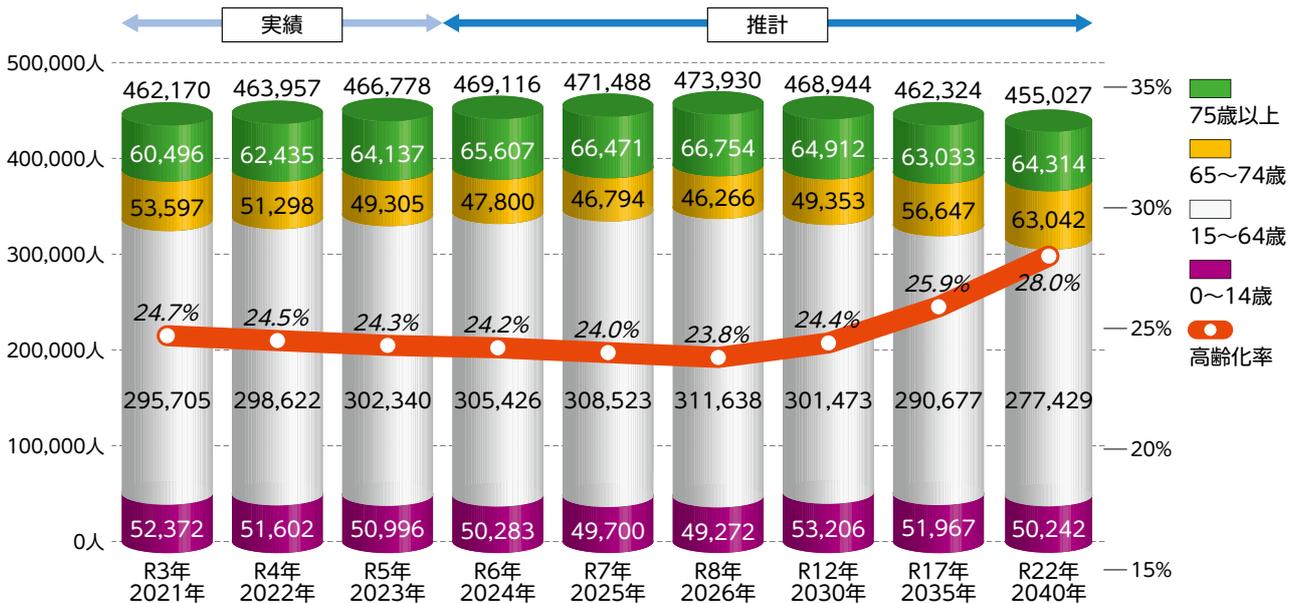
R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
第8期計画			第9期計画			第10期計画		
		改定			改定			改定

第2章

高齢者を取り巻く状況

1 高齢者人口

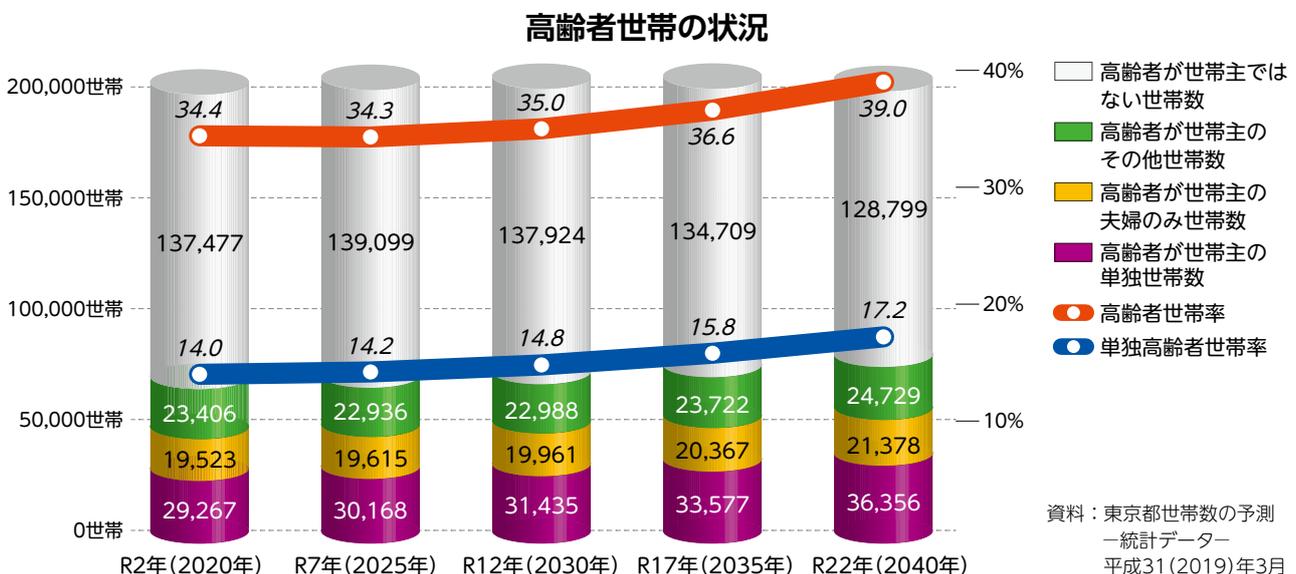
令和8(2026)年までの高齢者人口をみると、65～74歳の前期高齢者人口は減少傾向にあり46,266人、75歳以上の後期高齢者人口は増加傾向にあり66,754人となり、高齢化率は23.8%となる見込みです。団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年をみると、高齢者人口は127,356人となり、高齢化率は28.0%となる見込みです。



※：令和6(2024)年～令和8(2026)年は、各年10月1日現在の住民基本台帳人口に基づき、コーホート要因法により推計している。
 ※：令和12(2030)年以降は、葛飾区基本計画(令和3(2021)年度～令和12(2030)年度)の「2060年までの葛飾区将来人口」を基準にしている。

2 ひとり暮らし高齢者世帯

令和2(2020)年の単独高齢者世帯の割合は14.0%で、令和7(2025)年には14.2%、令和22(2040)年には17.2%となる見込みです。

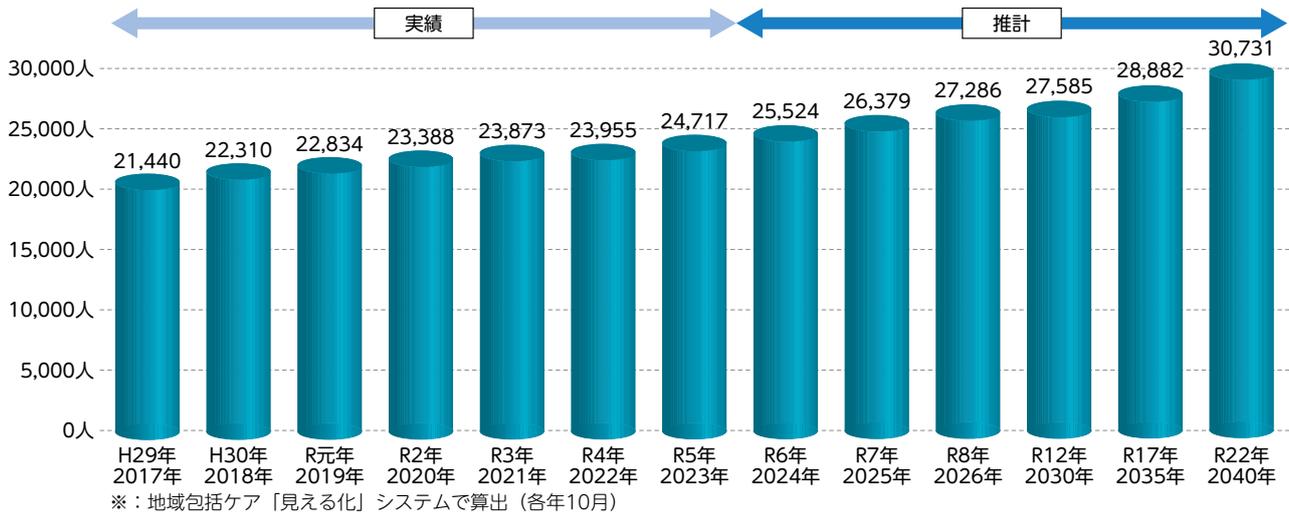


資料：東京都世帯数の予測
 統計データ
 平成31(2019)年3月

3 要支援・要介護認定者数の推移と将来推計

令和5（2023）年10月現在の要支援・要介護認定者数は、24,717人です。

令和8（2026）年には27,286人に、令和22（2040）年には30,731人に増加すると見込まれています。



4 認知症高齢者

区内の要介護・要支援認定を受けている高齢者のうち、何らかの認知症の症状を有する人（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅰ以上）は、令和4（2022）年11月現在で約1.3万人に達しています。このうち、見守り又は支援の必要な認知症高齢者（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上）は約9千人おり、要介護・要支援認定を受けている高齢者全体の5割以上を占めています。

（単位：人）

要介護度区分	認知症高齢者の日常生活自立度						合計
	自立	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	M	
要支援1	711	799	275	32	4	3	1,824
要支援2	920	1,052	276	25	1	2	2,276
要介護1	354	763	1,424	300	33	17	2,891
要介護2	661	928	1,396	499	77	24	3,585
要介護3	258	339	867	810	187	36	2,497
要介護4	175	243	551	813	270	47	2,099
要介護5	73	89	226	535	490	91	1,504
合計	3,152	4,213	5,015	3,014	1,062	220	16,676
							(自立度Ⅰ以上) 13,524
							(自立度Ⅱ以上) 9,311

※：資料：介護保険課資料（令和4（2022）年11月1日時点の数値。）

※：自立度Ⅰ：何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。

自立度Ⅱ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。

自立度Ⅲ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。

自立度Ⅳ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。

自立度M：著しい精神状態や問題行動あるいは重篤な心身疾患が見られ、専門医療を必要とする。

※：新型コロナウイルス感染症の影響により日常生活自立度の認定調査を経ていない、日常生活自立度「不明」の人数は除く。

1 基本理念

高齢者が住み慣れた地域で
自分らしくいきいきと安心して暮らすことができる
～地域包括ケアシステムの推進～

2 基本目標

基本目標 ① 健康でいきいきと暮らす

明るく活力に満ちた高齢社会を確立するためには、高齢者が健康で、いきいきと生活し、地域で必要とされる役割や生きがいを見つけることが大切です。

そのため、健康づくりや介護予防への支援はもとより、これまで培ってきた知識や経験などを活かした社会参加活動や生きがい活動への支援を充実し、“健康でいきいきと暮らすまち”を目指します。

基本目標 ② いつまでも安心して暮らす

誰もが住み慣れた地域で、安心した生活を送ることができるよう、医療や介護、生活支援や介護予防などを一体的に提供できる仕組みづくりが求められています。

また、認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症に対する地域の方の理解を深める取組や環境づくり、認知症の方やその家族への支援に努めます。

さらに、高齢者が安心して暮らせるために、災害や犯罪に対する備えを地域と行政が一体で進め、“いつまでも安心して暮らすまち”を目指します。

基本目標 ③ ともにつながるやさしいまちで暮らす

誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けるには、安全で快適なまちづくりや、地域における支え合いが求められています。

高齢者が積極的に活動でき、安らげる場が得られるよう、ユニバーサルデザインのまちづくり推進や、地域における支え合いの仕組みづくり、多様な住まいの確保に努めるとともに、高齢者が活動できる場の提供や公園などの整備を進め、“ともにつながるやさしいまちで暮らす”ことを目指します。

基本目標 ④ 介護が必要になっても自分らしく暮らす

介護が必要になっても、住み慣れた地域で、できる限り自立した生活を続けることができるよう、必要なサービスの量と質を確保するとともに、高齢者が自らの選択に基づいて、適切に介護サービスを利用できる環境の整備に努め、“介護が必要になっても自分らしく暮らせるまち”を目指します。

3 施策の体系と方向性

1 健康長寿への支援

- フレイル対策
- スポーツ環境の充実
- かつしか地域スポーツクラブの充実



2 社会参加・生きがい活動の充実

- 就労支援
- 多様な学びの場や機会の充実及び学びの循環促進
- 自主的な活動及びボランティア活動の支援



3 高齢者がかがやく活動の推進

- 関係機関と介護予防活動を行う自主グループ同士のネットワークの構築
- タイムリーな情報集約及び一元的に情報提供できる体制づくり
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施



1 在宅生活を支えるサービスの充実

- 高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）を中心とした地域ネットワークの強化
- 高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）の体制整備
- 包括的な支援の実施
- 消費者被害の拡大防止
- 在宅療養の周知及び医療と介護間での連携強化



2 認知症高齢者施策の充実

- 認知症事業の充実
- 高齢者の権利と財産を守るための総合的なサービス支援

3 家族介護者への支援

- 介護負担の大きい世帯への支援
- 関係機関との連携による、高齢者と家族が孤立しない支援
- 養護者の介護疲れや介護ストレスの軽減
- 介護と仕事との両立支援
- 家族介護者が抱える課題の把握・分析（アセスメント）や研修等の実施

基本目標 ②

いつまでも
安心して
暮らす

基本目標 ③

ともにつながる
やさしいまちで
暮らす



1 支え合いの地域づくり

- 持続可能な自治町会活動の促進
- 災害リスクに応じたきめ細やかな計画の見直し
- 成年後見制度活用の促進や支援体制の充実
- 包括的な支援体制の整備
- 地域のボランティア団体等の活動への参加支援

2 高齢者にやさしいまちづくり

- ユニバーサルデザインによるまちづくり
- バリアフリー化の推進
- バス交通の充実及び地域主体交通の導入検討
- 「心のバリアフリー」社会の実現のための取組検討



1 介護サービスの基盤整備

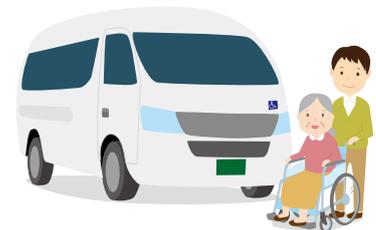
- 介護サービスの充実
- 在宅サービスの基盤整備の充実
- 福祉人材の確保・育成・定着支援

2 介護サービスの質の向上

- 相談の仕組みの充実
- 質の高いサービスを提供できる介護サービス事業者の育成
- 事故防止等に資する取組の推進
- 介護サービス事業所における ICT 化の推進

3 保険者機能の強化

- 公正な介護認定調査・審査の実施
- 確実な賦課・徴収の遂行
- 災害や感染症の発生時においてもサービスを継続するための備え
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための取組の充実



基本目標 ④

介護が
必要になっても
自分らしく
暮らす



4 重点事業

基本目標 ① 健康でいきいきと暮らす

楽しく健康づくりに取り組める環境づくりやフレイル予防、就労支援、自主的な活動や学びの支援をしながら、健康でいきいきと暮らすまちを目指します。

●SDGsゴールとの関係



区民と事業者の健康活動促進事業	健康推進都市担当課・産業経済課・商工振興課・健康推進課
高齢者の保健事業	健康推進課
高齢者の健康づくりの推進	生涯スポーツ課
区民健康スポーツ参加促進事業	生涯スポーツ課
雇用支援事業	産業経済課
緑と花のまちづくり事業	緑と花のまち推進担当課
学びの機会の充実	生涯学習課
高齢者の介護予防事業	地域包括ケア担当課

基本目標 ② いつまでも安心して暮らす

安心して暮らせるよう、世帯の様々な悩みを総合的に受け止め、一人一人の実情に寄り添った支援体制を構築するとともに、消費生活相談、入居相談等へ一層取り組み、認知症の方を地域全体で支える仕組みづくりや、虐待ゼロの地域社会づくりを目指します。

●SDGsゴールとの関係



くらしのまるごと相談事業	くらしのまるごと相談課
消費者対策推進事業	産業経済課
在宅医療の推進	地域保健課
住宅セーフティネットの充実	住環境整備課
認知症事業の充実	高齢者支援課
家族介護者支援事業 新規	高齢者支援課
高齢者虐待防止事業	高齢者支援課



基本目標 ③ ともにつながるやさしいまちで暮らす

自治町会を中心とした地域活動を支える多様なコミュニティによる地域力を向上させ、地域コミュニティの活性化を目指すとともに、権利擁護支援の充実や支えあいの地域づくりに向けた支援を進めます。

また、誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりを推進します。

●SDGsゴールとの関係



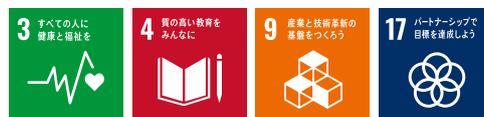
協働を推し進める環境づくり	政策企画課
地域力向上支援	地域振興課
避難行動要支援者対策等の充実 新規	災害要配慮者支援担当課・危機管理課・地域防災担当課・保健予防課・子育て政策課
成年後見制度を中心とした権利擁護支援の充実	福祉管理課・高齢者支援課・障害福祉課・社会福祉協議会
バリアフリー事業	調整課・道路建設課
バス交通の充実	交通政策課
歩道勾配改善事業	道路補修課

基本目標 ④ 介護が必要になっても自分らしく暮らす

「介護離職ゼロ」の実現に向け、「福祉のしごと大発見」や「介護人材キャリアアップ助成」、業務の効率化、職員の負担軽減、職場環境の改善を図る「ICT化促進支援等助成」、外国人雇用に関する助成事業や地域密着型事業所への家賃助成事業などを実施し、介護人材の確保・定着、育成支援に努めます。

また、定期巡回・随時対応型訪問介護や小規模多機能型居宅介護の制度を周知するほか、老朽化した高齢者介護施設の改修工事等を行っていきます。

●SDGsゴールとの関係



高齢者介護施設の整備等支援	福祉管理課
高齢者福祉施設の運営基盤の強化	介護保険課

区内介護施設等の整備状況(令和6(2024)年3月31日予定)

施設種別	施設数	定員等
特別養護老人ホーム	21施設	2,204人
地域密着型特別養護老人ホーム	1施設	20人
介護老人保健施設	8施設	993人
認知症高齢者グループホーム	35施設	621人
小規模多機能型居宅介護事業	5施設	133人(登録定員)
看護小規模多機能型居宅介護事業	1施設	29人(登録定員)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業	3施設	—
ケアハウス(軽費老人ホーム)	4施設(うち2施設が特定施設)	140人
有料老人ホーム	18施設(うち10施設が特定施設)	882人
サービス付き高齢者向け住宅	21施設(うち1施設が特定施設)	983戸

1 介護保険の財源

介護給付にかかる財源の負担割合

	第1号被保険者保険料	第2号被保険者保険料	調整交付金	国負担金	都負担金	区負担金
介護給付	23.00%	27.00%	5.00%	20.00%	12.50%	12.50%

地域支援事業にかかる財源の負担割合

	第1号被保険者 保険料	第2号被保険者 保険料	国負担金	都負担金	区負担金
介護予防・日常生活支援総合事業	23.00%	27.00%	25.00%	12.50%	12.50%
包括的支援事業・任意事業	23.00%	—	38.50%	19.25%	19.25%

2 標準給付費の見込み額

(単位：千円)

区 分	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	合 計
総給付費	39,923,988	42,156,604	44,523,343	126,603,935
特定入所者介護サービス費等給付額	744,849	779,773	816,334	2,340,956
高額介護サービス費等給付額	1,211,889	1,302,889	1,400,722	3,915,500
高額医療合算介護サービス費等給付額	167,450	181,375	196,458	545,283
審査支払手数料	46,693	49,027	51,479	147,199
標準給付費見込み額	42,094,869	44,469,668	46,988,336	133,552,873

3 地域支援事業費の見込み額

(単位：千円)

区 分	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	合 計
地域支援事業費	1,641,814	1,721,754	1,808,826	5,172,394
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,029,928	1,082,218	1,139,704	3,251,850
包括的支援事業・任意事業費	611,886	639,536	669,122	1,920,544

4 保険料算定基礎額の見込み

保険料算定基礎額は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間の第1号被保険者の保険料を算定するための基礎額で、標準給付費見込み額と地域支援事業費見込み額を合わせた給付費等の見込み額です。

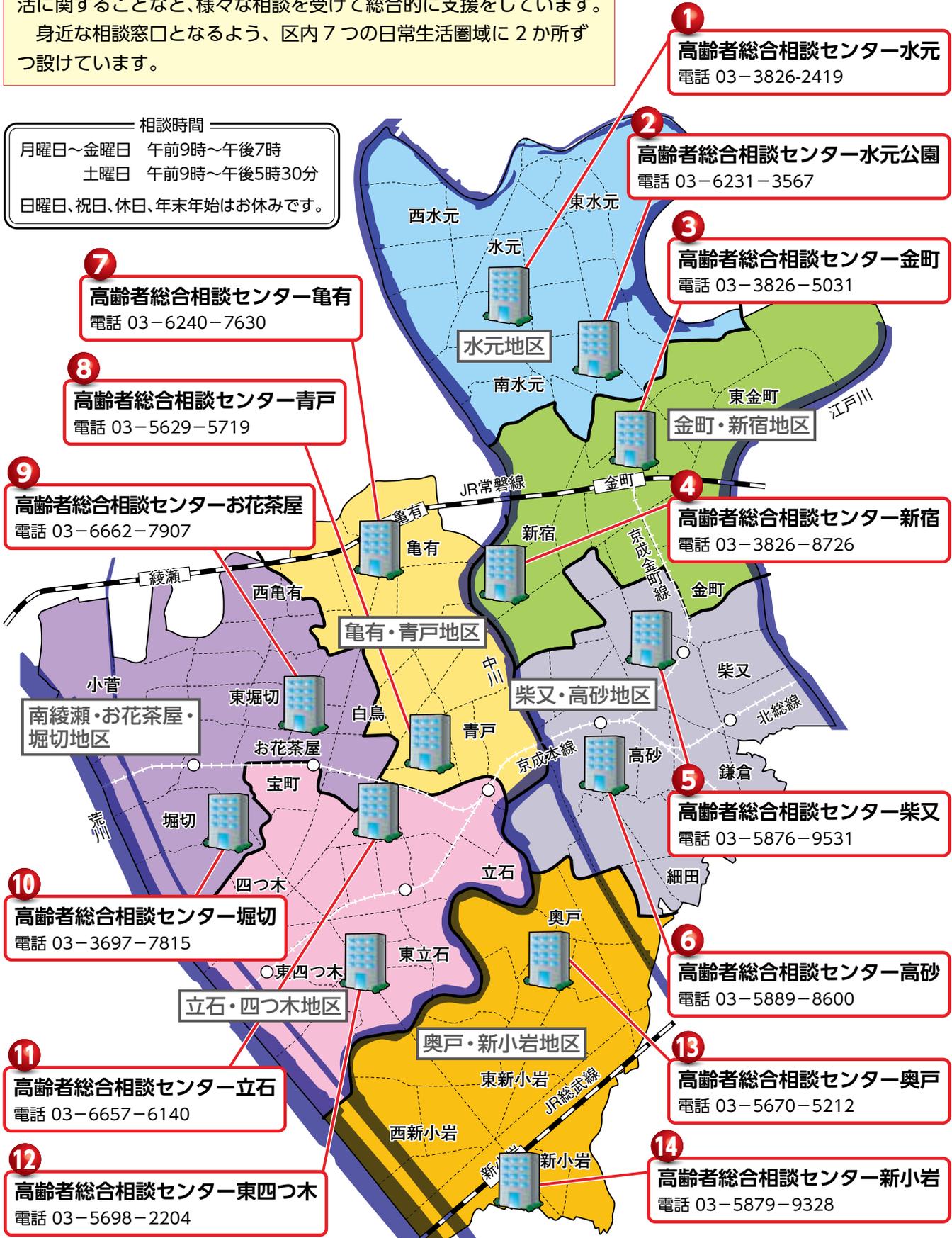
標準給付費見込み額 133,552,873千円	+	地域支援事業費見込み額 5,172,394千円	=	保険料算定基礎額 138,725,267千円
----------------------------	---	----------------------------	---	---------------------------

高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)配置図

高齢者総合相談センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護のこと、健康、福祉、医療、生活に関することなど、様々な相談を受けて総合的に支援をしています。身近な相談窓口となるよう、区内7つの日常生活圏域に2か所ずつ設けています。

相談時間

月曜日～金曜日 午前9時～午後7時
土曜日 午前9時～午後5時30分
日曜日、祝日、休日、年末年始はお休みです。



(令和6(2024)年4月1日時点)



葛飾区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

第9期 葛飾区 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

概要版

令和6(2024)年3月

発行 葛飾区

編集 葛飾区福祉部 福祉管理課・介護保険課

〒124-8555 東京都葛飾区立石5-13-1

電話 03-5654-8242 (福祉管理課)

電話 03-5654-8443 (介護保険課)



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。